

21健介保第 58 号
平成21年 7月23日

各指定福祉用具貸与事業所
各居宅介護支援事業所 管理者様
各介護予防支援事業所

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

**体位変換器のうちくさび型形状の패드に係る
福祉用具貸与費の算定可否について**

体位変換器のうちくさび型形状の패드につきましては、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年 厚生省告示第93号)により、「体位の保持のみを目的とするもの」に該当し、福祉用具貸与費の算定対象外である旨回答しているところです。

しかしながら、今般、くさび型形状の패드について、厚生労働省老健局振興課に確認したところ、体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものに該当する場合、体位変換器として貸与が可能である旨回答を得ました。

つきましては、既にいくつかの事業所の方より問い合わせを頂き、くさび型形状の패드については、一律算定対象外である旨回答済みであります。上記要件に該当するものについては本通知の発出をもちまして回答を訂正することとします。

